

富山県 I T 経営導入促進モデル助成事業実施要領

I. 事業概要

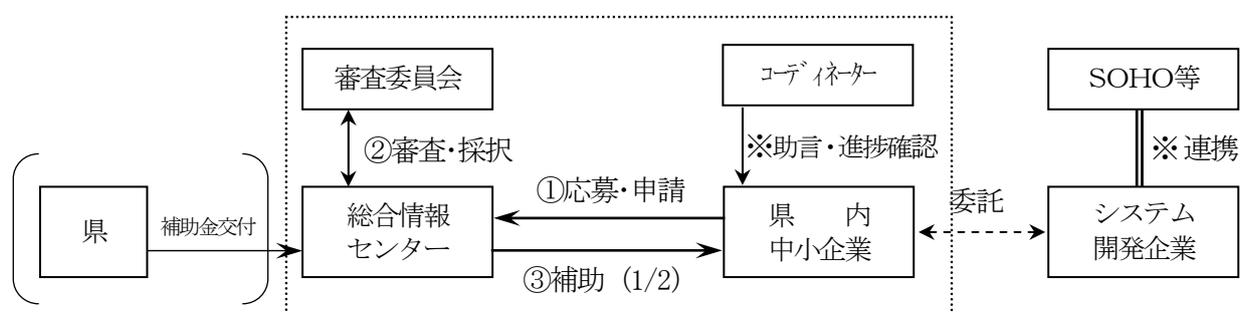
1 目的

近年の I T の急激な発達、中小企業の経営環境に大きな変化をもたらしており、I T は中小企業の生産性向上等の業務革新に必要な不可欠なツールとなっているほか、電子商取引市場の拡大は新たなビジネスチャンスを生み出している。

このため、企業の業務革新に効果があり、企業間の電子商取引 (B to B) や企業・消費者間の電子商取引 (B to C) など I T と経営を融合した先駆的なビジネスモデルを公募により発掘し、そのシステム開発に対して助成を行い、I T 経営導入の成功例を作り出すとともに、その導入効果を広く啓発、普及し、本県産業の I T 化を促進する。

2 事業内容

(1) 事業の流れ



※システムの開発にあたっては、総合情報センターが指定するコーディネーターの助言を受けながら実施する。

※システムの開発にあたっては、SOHO事業者等の能力を活用することが望ましい。

(2) 補助率

補助対象経費の 2 分の 1 以内

(3) 補助限度額

200 万円

(4) 補助対象経費

人件費、ソフトウェア購入費、ソフトウェア開発委託費、開発及び実地検証に必要な機器の利用に係る費用、実地検証に要する費用

(5) 案件の採択

補助を希望する企業等から提出された事業計画書に基づき、(株)富山県総合情報センター、県及び外部委員で構成する審査委員会において審査する。

(6) 事業の実施

補助事業者は、総合情報センターが指定するコーディネーターの助言・進捗確認 (年 4 回程度) を受けながら事業を実施する。

3 成果の帰属

補助事業によって得られた特許、著作権等の工業所有権は、補助事業者に帰属するものとする。

4 実施成果の企業化

補助事業者は、本事業実施後 5 年間にわたって、成果物の企業化状況についてまたは事業化について報告しなければならない。

補助事業によって得た工業所有権について、これを譲渡若しくは実施権を設定した場合、又は補助事業の企業化とみなされる場合は、補助金の範囲内で当該収益の額に相当する金額を納付しなければならない。

5 成果物の公開

本事業終了後、開発成果物たる I T ビジネスモデルの概要及びその導入効果については、本県産業の I T 化を推進するため、広く公開するものとする。

II. 補助要件等

1 補助事業者の要件

- 補助事業者は、次に掲げる基準を満たさなければならない。
 - (1) 県内に事業所を有する次のいずれかの者であること。
 - ① 単独申請の場合：中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）に定める中小企業者（以下「中小企業者」という。）であること。
 - ② 共同申請の場合：中小企業者を含むこと。
 - (2) 補助事業の成果物たるビジネスシステムを自ら利用する者であること。
 - (3) 補助事業を的確に遂行できる経理的基礎、管理能力を持つこと。

2 I T ビジネスモデルの開発内容

- 補助事業は、次に掲げる基準を満たさなければならない。
 - (1) 企業の業務革新に効果があり、次の①または②に該当するもの。
 - ① 企業の業務革新に効果があること
 - ・ 取引構造や業界構造の問題点の改善を含むこと。
 - ・ 付加価値の発生、コストの圧縮、生産性向上等の効果が見込まれること。
 - ・ 開発成果の適用分野、利用形態等が明確であり、今後の個々の企業等の事業展開に即していること。
 - ・ その他、企業等の業務革新に著しい効果が見込まれること。
 - ② 企業間又は企業・消費者間の電子商取引等に対応し、次のいずれかに該当すること
 - ・ インターネット上（携帯端末等を含む）での商品の売買、予約等の各種サービスに対応すること。
 - ・ 在庫管理に対応すること。
 - ・ 共同購入に対応すること。
 - ・ その他、企業間又は企業・消費者間の電子商取引に対応すること。
 - (2) 当該 I T ビジネスモデル開発が他の公的な補助金等の交付を受けていないこと。

Ⅲ. 審査のポイント

○ 公募案件の審査は、以下に示す項目を基に実施する。

項目	内容
先駆性（先進性）	ITビジネスモデルに新しい提案や工夫が見られるか。
事業効果	ITビジネスモデルの導入により、生産性向上、業務の効率化等の業務革新の効果が見込まれるか。または、ターゲットが明確で具体的な需要が見込まれ、収益性向上の効果が期待できるか。
社会性	開発されるITビジネスモデルが、企業等のIT化のモデルとなり、ひいては、県内産業の更なるIT化の推進に資する等の社会的意義または波及効果が期待できるか。
実現性	ITビジネスモデルの実現性が見込まれるか。事業の実施体制が妥当であるか。
小規模情報関連事業者の活用	ITビジネスモデルのシステム開発にあたっては、SOHO事業者等の能力を活用することが見込まれるか。

※特に「先駆性（先進性）」、「事業効果」を重視する。

審査は、書面による審査及び審査委員会におけるヒアリングによる審査によって行う。

Ⅳ. 補助金の交付申請手続き等

1 募集期間

平成23年5月9日（月）から6月22日（水）17時まで
なお、郵送の場合は、6月22日（水）必着とする。

2 提出書類

(1) ITビジネスモデル開発テーマの提案には、次の書類の提出が必要。

- ①事業計画書（様式1）
- ②事業資金計画書（様式2）
- ③申請を行う会社の決算報告書（最近の2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書）の写し
- ④申請を行う会社の定款の写し
- ⑤その他申請を行う会社の概要がわかる書類（パンフレット等）

以上の書類一式を提出すること。

（なお、これら以外にも審査に当たって必要と思われる書類等の提出を求める場合がある。）

※注意：一度提出された書類は、返却しない。

(2) 用紙の大きさ等

提出書類の用紙は、A4縦位置、横書きとすること。

ただし、③決算報告書、④定款、⑤パンフレット等については既存のものを活用してもよい。

（A4縦位置、横書きでなくても可。）

(3) 提出部数

3部（審査の関係上、更に追加して提出を求めることがある。）

(4) 提出・問い合わせ先

事業計画書等の提出先は、(株)富山県総合情報センター事業部とする。

3 様式

(様式1) 事業計画書

(様式2) 事業資金計画書

公募要領、計画書様式等は、(株)富山県総合情報センターホームページからダウンロード可能。

* (株)富山県総合情報センター

ホームページURL <http://www.toyama-tic.co.jp/itkatsuyou/>

V. その他

1 開発、実地検証の期間

事業採択後（7月中旬予定）、2月までの期間となる。

2 成果報告会

システム開発、実地検証終了後、成果報告会を開催し、ビジネスモデルの発表を行う（3月上旬予定）。